令和８年度調理師業務従事者届出実施要領

１　根拠法令

調理師法第 5 条の 2

「多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める２年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年１月 15 日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」

２　用語の定義

本要領における「届出義務者」とは、「多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師」をいう。

３　調査時点及び届出期間

（１）調査時点　令和８年 12 月 31 日（木）

（２）届出期間　令和９年１月１日（金）～１月 15 日（金）

※窓口での受付は、１月４日（月）以降、地域振興局健康福祉（環境）部は午前８時 30 分から午後５時 15 分まで、新潟市保健所は午前９時から午後４時 30 分まで（土、日、祝日を除く）

４　届出事項

届出義務者は、別紙「調理師業務従事者届」により以下の事項を届け出る。（調理師法施行規則第４条の２）

なお、記入にあたっては「別紙２調理師業務従事者届記入要領」を参照のこと。

（１）氏名、年齢及び性別

（２）住所

（３）登録を受けた都道府県名、調理師名簿登録番号及び登録年月日

（４）業務に従事する場所の所在地及び名称

５　届出先

就業地を管轄する県地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟市保健所

６　周知方法

県ホームページ及び新聞等により広報するとともに、関係機関（市町村、新潟県食品衛生協会、全日本司厨士協会関東総合地方本部新潟県本部）あてに周知依頼する。

７　届出方法

（１）インターネット（パソコン又はスマートフォン）による届出

届出義務者が、県ホームページ電子申請システムにより届け出る。

（２）届出用紙による届出

届出義務者が、以下の方法により届出用紙を入手し、５の届出先に届け出る。

ア　届出用紙配置機関（地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市保健所）に来庁して入手する。

イ　県ホームページからダウンロードする。

ウ　新潟県健康増進法施行細則第２条及び第４条の規定に基づく給食実施状況報告対象施設従事者に対しては、同報告書様式配布時に本届出用紙を同封する。

８　集計及び提出

（１）地域振興局健康福祉（環境）部

別紙３により、業務に従事する場所ごとの就業者数を令和９年２月１日（月）までに健康づくり支援課に提出する。

（２）新潟市保健所

届出された別紙「調理師業務従事者届」を令和９年２月１日（月）までに健康づくり支援課に提出する。

９　その他

（１）令和８年度衛生行政報告例において、就業調理師数を、業務に従事する場所の区分別に厚生労働省に報告する。

（２）提出された「調理師業務従事者届」は地域振興局健康福祉（環境）部及び健康づくり支援課において、令和11年度末まで保存する。